

2024年5月17日



見通しのきかない未来に、堅実で柔軟な安心を。 ＜資産形成と保障のハイブリッド ツミタス＞の発売について

アフラック生命保険株式会社（代表取締役社長：古出 眞敏）は、老後に備える資産形成ニーズと、介護等老後の保障ニーズの、両方を満たす新商品＜資産形成と保障のハイブリッド ツミタス＞（以下、ツミタス）を6月2日に発売します。

少子高齢化、人口減少、平均寿命の延伸による人生 100 年時代の到来等、社会構造が大きく変化するなか、国民の資産形成を後押しする日本政府の取組みもあり、老後に備える資産形成や介護等老後の保障に対する関心やニーズが急速に高まっています。

ツミタスは、契約時に将来受け取ることができる解約払戻金が確定するため、老後の備えとして安定的な資産形成を希望されるお客様のニーズにお応えすることができます。また、将来の保障選択機能を充実させることで、老後の介護や病気をはじめとする様々な保障ニーズにお応えすることができます。さらに、より多くのお客様にご加入いただけるよう、契約時の健康状態および職業に関する告知を不要としました。

ツミタスにより、見通しのきかない未来に対するお客様の不安に、堅実で柔軟な安心をお届けします。

当社は、今年 11 月に日本における創業 50 周年を迎えます。この大きな節目に向けて策定した「Aflac VISION2024」において「生きる」を創るリーディングカンパニーへの飛躍を掲げています。当社は、これからも独自の資源と専門性を活かして当社が向き合うべき社会的課題を解決し、社会と共有できる新たな価値を創造することでステークホルダーの皆様からの期待と信頼に応えていきます。

<資産形成と保障のハイブリッド ツミタス>の特長

① 安定した資産形成が可能

- ✓ 保険料払込期間満了後の解約払戻金・戻り率が申込時に確定します*1
- ✓ 将来に向けた資産形成に重点を置いた商品設計とすることで、効率的な積み立てが可能です

② 将来の不安にしっかり備える

- ✓ 介護と死亡のリスクに同時に備えられます
- ✓ 加入時ではなく、自分に必要な保障を将来選択することが可能です

③ 健康状態や職業に関する告知が不要

- ✓ 健康状態に不安がある方でも安心して資産形成にお役立ていただけます*2

*1 コース変更した場合は、変更したコースの種類に応じて解約払戻金が計算されます

*2 今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中である場合は、お申込みいただけません

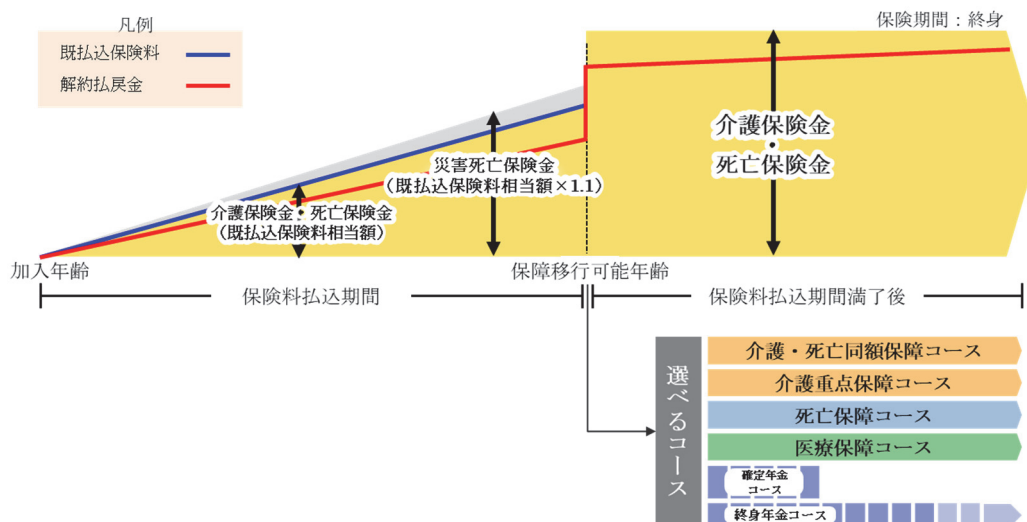
I. <資産形成と保障のハイブリッドツミタス>の特長

1. 安定した資産形成が可能

保険料払込期間満了後の解約払戻金・戻り率が申込時に確定する*ため、将来に向けた資産を安定的に増やすことができます。また、保険料払込期間中の保障額を最小限とし、将来に向けた資産形成に重点を置いた商品設計とすることで、効率的な積み立てが可能です。

* コース変更した場合は、変更したコースの種類に応じて解約払戻金が計算されます

保障イメージ（例：契約年齢 30 歳 60 歳払済）



※保険料払込期間中に解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回りますのでご注意ください。

2. 将来の不安にしっかり備える

介護と死亡のリスクに同時に備えながら、将来自身が必要な保障にあわせて介護・死亡・医療・年金の中からコース選択することが可能です。

保険料払込期間中の保障内容

名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ① 生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ② 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと	既払込保険料相当額	介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金のうち、いずれか1回
死亡保険金	死亡したとき（災害死亡保険金が支払われる場合を除く）		
災害死亡保険金	つぎのいずれかに該当したとき ① 不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ② 所定の感染症によって死亡したとき	保険料払込期間中の死亡保険金の支払額 × 1.1	

保険料払込期間満了後の保障内容

名称	支払事由	支払額	支払限度
介護 保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ① 生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ② 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと	基本保険金額	介護保険金・死亡保険金のうち、いずれか1回
死亡 保険金	死亡したとき		

保障移行可能年齢後の保障内容

①介護・死亡同額保障コース

名称	支払事由	支払額	支払限度
介護 保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ① 生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ② 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと	基本保険金額	介護保険金・死亡保険金のうち、いずれか1回
死亡 保険金	死亡したとき		

②介護重点保障コース

名称	支払事由	支払額	支払限度
介護 保険金	型の変更日以後に、つぎの①および②のすべてに該当したとき ① 生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと ② 公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたこと	介護保険金額	介護保険金・死亡保険金のうち、いずれか1回
死亡 保険金	型の変更日以後に、死亡したとき	解約払戻金額と同額	

③死亡保障コース

名称	支払事由	支払額	支払限度
死亡 保険金	型の変更日以後に、死亡したとき	死亡保険金額	1回

④医療保障コース

名称	支払事由	支払額	支払限度
疾病入院 給付金	病気によって入院をしたとき	入院給付金日 額×入院日数	1回の入院に ついて60日 通算1,095日
災害入院 給付金	不慮の事故によるケガによって入院をしたとき	入院給付金日 額×入院日数	1回の入院に ついて60日 通算1,095日
手術 給付金	①入院中に手術を受けたとき（③を除く）	入院給付金日 額×10	なし
	②外来による手術を受けたとき（③を除く）	入院給付金日 額×5	
	③重大手術を受けたとき	入院給付金日 額×40	
放射線治 療給付金	新生物の治療を直接の目的として、 所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む）を 受けたとき	入院給付金日 額×10	
先進医療 一時金	病気・ケガによって所定の「先進医療」を受け たとき	入院給付金日 額×10	
健康祝金	<第1回> つぎのすべてに該当したとき ① 第1保険期間満了時に生存しているとき ② 第1保険期間中に、継続10日以上入院 に対する疾病・災害入院給付金が支払われ なかったとき	入院給付金日 額×20	1回
	<第2回> つぎのすべてに該当したとき ① 第2保険期間満了時に生存しているとき ② 第2保険期間中に、継続10日以上入院 に対する疾病・災害入院給付金が支払われ なかったとき		1回

⑤確定年金コース

名称	支払事由	支払額	支払期間
確定年金 5年/10年	年金支払期間中のつぎの年金支払日に生存して いるとき ① 第1回年金支払日 ② 第2回以後の年金支払日 (第1回年金支払日の年単位の応当日)	基本年金額	5年または 10年

⑥終身年金コース

名称	支払事由	支払額	支払期間
保証期間付 終身年金 保証期間： 10年	つぎの年金支払日に生存しているとき ① 第1回年金支払日 ② 第2回以後の年金支払日 (第1回年金支払日の年単位の応当日)	基本年金額	生存している 限り無制限

3. 健康状態や職業に関する告知が不要

加入時、また、将来コースを選択する際も、健康状態に関する告知は不要のため、健康に不安がある方でも安心して資産形成にお役立ていただけます*。

* 今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中である場合は、お申込みいただけません。

また、ご加入後被保険者が、コース変更日の前日までに公的介護保険制度の要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

II. 契約プラン・保険料・戻り率*例

1. 保険金建

<個別団体共通・月払・保険金額 500 万円>

性別	契約年齢	保険料払込期間	保険料	戻り率*
男性	30歳	60歳払済	8,940円	120.0%
	40歳		14,410円	111.7%
	50歳	10年払済	33,165円	102.9%
	60歳		35,720円	102.9%
女性	30歳	60歳払済	8,695円	119.7%
	40歳		14,005円	111.5%
	50歳	10年払済	32,415円	102.9%
	60歳		35,155円	103.0%

2. 保険料建

<個別団体共通・月払保険料 10,000 円・60歳払済>

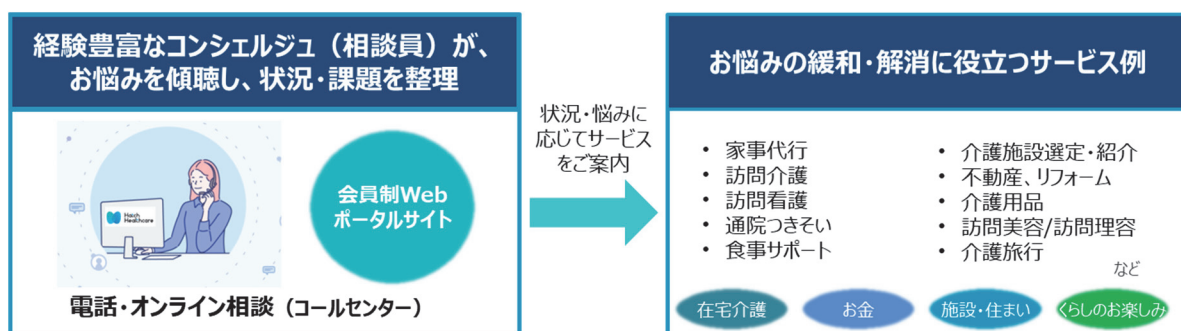
性別	契約年齢	保険金額	戻り率*
男性	20歳	8,071,000円	129.9%
	30歳	5,592,800円	120.0%
	40歳	3,376,100円	108.6%
女性	20歳	8,285,000円	129.4%
	30歳	5,750,400円	119.7%
	40歳	3,471,000円	108.4%

* 保険料払込満了年齢の契約応当日における解約払戻金額÷累計払込保険料×100
(小数点第二位以下切り捨て)

Ⅲ. 付帯サービス「くらしと介護サポート」の提供開始について

1. ポイント

高齢者やそのご家族の広範かつ多岐にわたる暮らしや介護にまつわるお悩みやお困りごとに寄り添い、その緩和や解決のサポートをワンストップで行います。介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士・看護師等のメンバーで構成された専門のコンシェルジュチームが、電話やオンライン面談でお悩みやお困りごとをお伺いし、適切な情報やサービスのご案内を通じて、課題の緩和や解決をサポートします。



※ 2024年5月時点

2. 利用対象

<資産形成と保障のハイブリッド ツミタス>、<しっかり頼れる介護保険>、<未来の自分が決める保険 WAYS>のご契約者とそのご家族

3. 提供会社

Hatch Healthcare 株式会社

(Hatch Healthcare 株式会社は Aflac Incorporated の関連会社です)

4. サービス提供開始日

2024年6月17日（月）

<ご注意>

商品の詳細については、パンフレットと合わせて「お申込みいただく前に（契約概要・注意喚起情報・その他重要事項）」「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。